



基発第0326003号
平成16年3月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」（最終改正平成15年8月28日付け基発第0828008号）をもって取り扱ってきたところであるが、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による診療報酬点数表の一部改正（平成16年2月27日厚生労働省告示第47号）が行われたこと等に伴い、今般、労災診療費算定基準の一部を下記のとおり改め、平成16年4月1日以降の診療に係るものから適用することとしたので了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 記の1中「平成15年5月29日厚生労働省告示第216号」を「平成16年2月27日厚生労働省告示第47号」に改める。
- 2 記の1（1）を次のように改める。
初診料 3,640円
- 3 記の1（7）ハ中「鋼線等による直達牽引（2日目以降）」の次に「介達牽引」を加える。
- 4 記の1（11）を次のように改める。

入院室料加算

入院室料加算は、次の①及び②の要件に該当する場合に③に定める金額を算定できるものとする。

ただし、健保点数表において特定入院料として定められている点数（救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び広範囲熱傷特定集中治療室管理料等）の算定の対象となっている傷病労働者については、入院室料加算は算定できないものであること及び②のエの要件に該当する場合は、初回入院日から7日を限度とする。

- ① 特定療養費における特別の療養環境の提供に関する基準を満たした病室で、傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。
- ② 傷病労働者が次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。
 - イ 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。
 - ウ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。
 - エ 傷病労働者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの。
- ③ 医療機関が当該病室に係る料金として表示している金額を算定することができる。

ただし、当該表示金額が次に示す額を超える場合には次に示す額とする。

1日につき	個	室	甲地	10,000円、乙地9,000円
		2人部屋	甲地	5,000円、乙地4,500円
		3人部屋	甲地	5,000円、乙地4,500円
		4人部屋	甲地	4,000円、乙地3,600円

- 5 記の1(13)を削る。
- 6 記の1(14)を(14)①とし、②として次を加える。
 - ② 介達牽引に係る点数の算定は、上記①に定める消炎鎮痛等処置（「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」）に係る点数の算定と同様とする。
- 7 記の1(22)中「3月以内」を「6月以内」に改める。
- 8 記の1(23)中「理学療法(Ⅲ)程度の「個別療法」」の次に「及び言語聴覚療法(Ⅲ)の「個別療法」」を加え、「健保点数表における理学療法(Ⅲ)」の次に「及び言語聴覚療法(Ⅲ)」を加える。

- 9 記の5中「平成14年3月8日厚生労働省告示第83号」を「平成16年2月27日厚生労働省告示第54号」に改める。
- 10 別紙1の1中「国（厚生労働省、文部科学省等）」を「国」に改め、「労働福祉事業団」を削る。